省令

○総務省令第九十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

総務大臣　片山　善博

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表に次の一号を加える。

五十九　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づき実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

第三条第一項第一号イの表に次の一号を加える。

七　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

第四条第一項第一号の表第二十八号を次のように改める。

二十八　家畜伝染病対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等について、第二条第一項第一号の表第五十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号のイの表第九号を次のように改める。

九　家畜伝染病対策に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等について、第三条第一項第一号イの表第七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

附則第三十項を附則第三十四項とし、附則第十八項から附則第二十九項までを四項ずつ繰り下げ、附則第十七項を附則第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

21　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した口蹄疫について、附則第八項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

附則第十六項を附則第十九項とし、附則第十五項を附則第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　平成二十二年度から平成二十七年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した口蹄疫について、附則第六項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十項から附則第十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第九項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項を附則第十一項とし、附則第八項を附則第十項とし、附則第七項を附則第九項とし、附則第六項を附則第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫について、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法に基づき道府県が実施する対策に関連して実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　前号の対策に関連して実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

附則第五項を附則第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　平成二十二年度から平成二十七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫について、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）に基づき実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前号の対策に関連して実施する風評被害対策及び農家支援対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三　口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　民法第三十四条の規定により設立された法人で口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づく基金を設置するものに対する貸付けの財源に充てるため平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の特別交付税から適用する。